

第4回佐賀県・市町行政調整会議

佐賀県・市町行政調整会議事務局
(佐賀県経営支援本部市町村課)

協議事項一覧

- 協議事項(継続) 子どもの医療費助成の充実について
(県提出)
- 報告事項 公立病院の医師確保について
- 意見交換
 - ・個人住民税の徴収率向上について(町村会)
 - ・税負担軽減措置について
- 規約の改正について

継続案件等の状況について

- 前回までの継続案件の現在の状況等について

◆国民健康保険の広域化

◆県営事業負担金及び補助金の廃止
(県土整備における県と市町の役割分担の協議経過)

国民健康保険の広域化に向けた検討会議の開催状況

<市町との会議>

- | | | | |
|-----|-------|---------|--|
| 第1回 | 5/11 | 実務者会議 | <ul style="list-style-type: none">○被保険者証等の様式と交付時期○医療費適正化の数値目標○保険財政共同安定化事業 |
| 第2回 | 7/12 | 実務者会議 | <ul style="list-style-type: none">○被保険者証等の様式と交付時期○収納率目標の達成に向けた取組○医療費分析と医療費適正化事業の実施 |
| 第3回 | 7/26 | 担当係長等会議 | <ul style="list-style-type: none">○被保険者証等の統一○医療費適正化策の共同実施 |
| 第4回 | 9/5 | 担当係長等会議 | <ul style="list-style-type: none">○被保険者証等の統一・医療費適正化策の共同実施○広域的な保健事業の実施 |
| 第5回 | 11/24 | 実務者会議 | <ul style="list-style-type: none">○被保険者証等の様式○医療費適正化策の共同実施○広域的な保健事業の実施 |

県土整備における役割分担の在り方の協議状況

＜市町との会議＞

H22.12.11 佐賀県・市町行政調整会議

→ 連携会議(本部長、市町長会議)の設置

H23.2.1 県土整備における役割分担の在り方連携会議

→ 対象事業の選定、専門部会(実務者会議)の設置

H23.4.11, 12, 14 第1回専門部会

H23.5.25, 30, 6.1 第2回専門部会

H23.7.14, 27, 8.3, 30 第3回専門部会

→ あるべき姿、課題等について協議

H23.10.12 市町長に対して専門部会における協議状況の経過報告

→ 専門部会において協議を継続することの了承

H23.10.25, 31, 11.1, 2 第4回専門部会

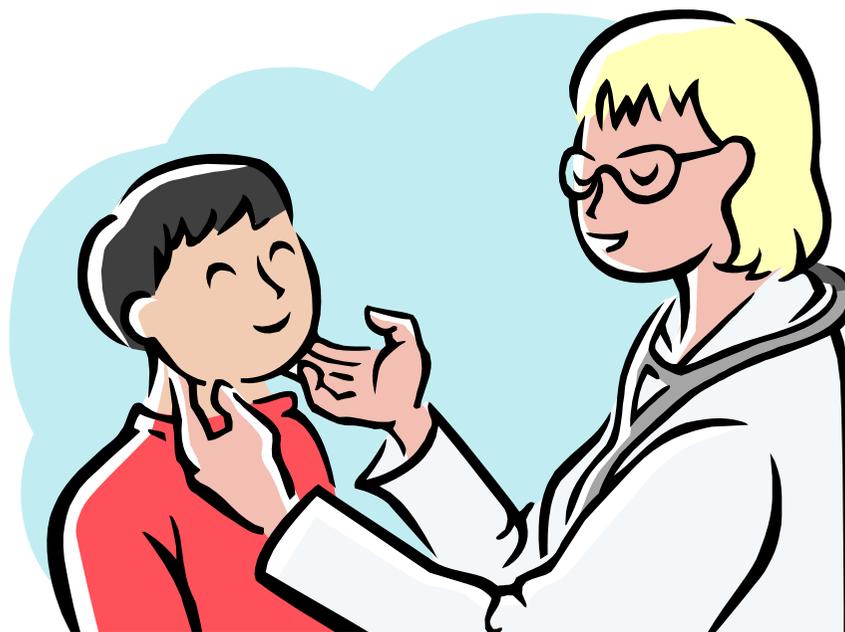
→ 前提条件(財源、人員の確保等)を提示し、あるべき姿について再度協議

(参考) 専門部会 : 急傾斜地崩壊防止事業部会、都市計画事業部会、農業農村整備事業部会、
港湾・漁港整備事業部会、海岸保全事業部会 計5部会



協議事項

子どもの医療費助成の充実について



【はじめに】

○前回(7月26日)の議論

3歳以上の窓口定額一部払方式への改善により、医療費増が見込まれることから、次回の県・市町行政調整会議における合意をめざし、今後市町担当課長会議や実務者会議において検討を行うことを確認。

○今回の報告と意見交換

これまでの協議経過と制度案の報告を行うとともに、県の改善案に対する最終の了承を得たい。

また、制度実施の課題である**小児救急医療体制を守る方策**や子どもの医療費助成を含めた**今後の子育て支援策全般の充実**に向け、意見交換を行いたい。

【これまでの協議の経過】

＜市町との会議＞

※ 7/ 6 支払方法の改善に伴う課題の整理
(課長・担当者による準備会議)

第1回 8/10 市町における試算と実施に向けた留意事項
について(実務者会議)

第2回 8/18 市町における試算と自己負担額の協議
(課長・担当者会議)

第3回 8/24 市町における試算と審査支払機関に関する
協議(課長・担当者会議)

第4回 9/ 8 審査支払機関について(実務者会議)

第5回 10/ 7 県の提案について説明(課長会議)

第6回 10/13 県の提案について意見交換(課長会議)

【県の改善案】

(現 行)

名 称	乳幼児医療費助成事業(現行)	
対象年齢	3歳未満	3歳以上就学前
支払方法	★窓口定額一部払方式	窓口全額支払還付方式
補助対象 経費と 負担割合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費(入院、通院) ・審査支払事務費 ・国保ペナルティ 市町1/2 県1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費(入院) 市町1/2 県1/2
保護者負担 額と回数	1月1医療機関につき 入院・通院とも上限300円 (調剤費の負担なし)	医療保険の 自己負担額の1/2 (調剤費の負担なし)
所得制限	なし	
審査支払 機関	国民健康保険団体連合会	

(改 善 案)

<u>子どもの医療費助成事業</u>
<u>0歳から就学前まで</u>
★ <u>窓口定額一部払方式</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・医療費(入院、<u>通院</u>) ・審査支払事務費 ・国保ペナルティ 市町1/2 <u>県1/2</u>
1月1医療機関につき <ul style="list-style-type: none"> ・<u>通院:上限 500円を2回まで</u> ・<u>入院:上限 1,000円</u> (調剤費の負担なし)
なし
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険団体連合会 ・<u>社会保険診療報酬支払基金</u>
<u>平成24年4月開始</u>

○県・市町負担額の比較(就学前までの通院費含む)

(現 行)

	3歳未満	3歳以上就学前	計
県負担額	557	15	572
市町負担額	557	436	993

(改 善 案)

(単位:百万円)

	3歳未満	3歳以上就学前	計
	489	334	823
	489	334	823

【九州各県の状況】

県	保護者負担額 (ひと月あたり)
福岡県	通院：3歳未満は無料、3歳以上は600円/医療機関 入院：3歳未満は無料、3歳以上は500円/日/医療機関(上限月7日)
長崎県	通院・入院とも 800円/日/医療機関 上限1,600円
熊本県	3,000円/月 (通院・入院の区分なし) ※調剤費 の負担あり
大分県	通院：500円/日/医療機関 3歳未満は上限2回 3歳以上は上 限4回 入院：500円/日 上限14日
宮崎県	通院：3歳未満は350円/医療機関、 3歳以上は800円/医療機関 入院：350円/医療機関
鹿児島県	3,000円/月 (通院・入院の区分なし) ※調剤費 の負担あり
沖縄県	通院：3歳未満は無料、3歳以上は1,000円/医療機関 入院：無料 ※3歳以上は調剤 費の負担あり

小児救急医療体制を守る方策について

小児救急医療体制の課題

受診の増加(「休日・夜間」も含む)による医療現場の混乱防止

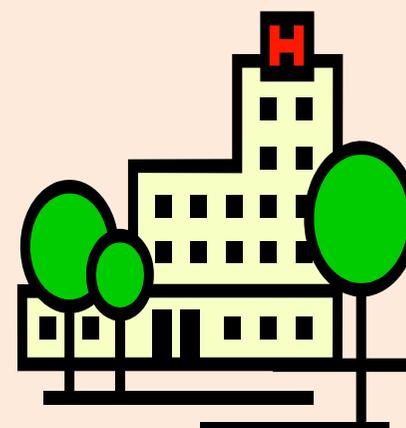
安心かつ適正な医療環境の構築



○広報における提案

- ・できるだけ診療時間内に受診しましょう
- ・かかりつけ医・歯科医・薬局をもちましょう
- ・休日・夜間の診療に迷ったら
小児救急電話相談を利用しましょう

#8000



○事業所関係団体への働きかけ

- ・企業側における子育て支援の充実を
昼間の受診への配慮等



(県の取組み)

小児科医確保:佐賀大学の寄附講座に「小児救急医」コースの設置、医師修学資金等貸与事業、医学生修学資金貸付事業、佐賀大学推薦入試医師確保事業

小児救急医療:電話相談事業、地域医師研修事業、救急車へのiPad設置 等

子育て支援策の充実について

- ・ 3歳以上就学前の通院費への補助対象の拡大
- ・ 3歳以上就学前の県費1/2補助の実施
- ・ 制度の統一による0歳から3歳未満の保護者負担額の変更 などの見直しの結果、市町において毎年1億7千万円の新たな財源が捻出される。

●保護者負担額を1,000円 (500円*2回)とし、
小児科の受診傾向(1回で終了 48.2%、2回で終了25.5%)を勘案して試算
(単位:百万円)

①改善前の市町負担額	993
②改善後の市町負担額の試算	823
差額(①-②)	170



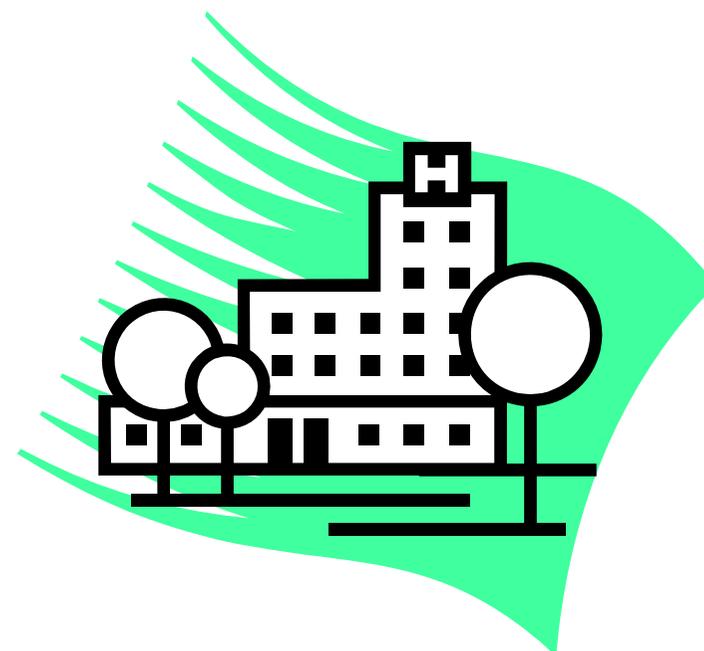
市町において子育て支援策の更なる充実に取り組むことを議論してほしい。

(児童虐待防止、乳児健診、妊婦健診、子どもの医療費の小学校入院への拡大等)



報告事項

公立病院の医師確保について



医師確保の取組状況

1. 自治医科大学(S47～)

- ・離島や不足診療科等に従事する医師を育成(毎年2名)

2. 医師修学資金制度(H17～)

- ・不足診療科(産・小児・麻酔・救急)を目指す医学生等への貸付
- ・延べ44名に貸与、12名が実際に勤務中 ⇒ 順次勤務に移行

3. 佐賀大学医学部推薦入試(佐賀県枠)制度(H20～)

- ・不足診療科を目指す医学生を確保
- ・毎年2名入学(累計8名) ⇒ H26年度に1期生が医師に

取組状況 その2

4. 佐賀大学における寄附講座(H22～)

- ・総合内科医、小児救急医等を育成
- ・現在、21名育成中 ⇒ 育成後は県内定着

5. 医師事務作業補助者(医療クランク)支援(H22～)

- ・勤務医が診療に専念できるよう、医療クランク設置を支援
- ・3病院で14名配置

6. 女性医師等就労支援(H22～)

- ・離職した女性医師等の復職支援(相談窓口、研修等)
- ・1名現場復帰、現在2名研修中

取組状況 その3

7. 救命救急センターの医師確保支援(H22～)

- ・救命救急センターに従事する医師確保を支援
- ・3名採用

8. 短時間正規雇用導入の支援(H23～)

- ・短時間正規雇用制度により勤務医の勤務環境改善
- ・現在募集中

取組状況 その4

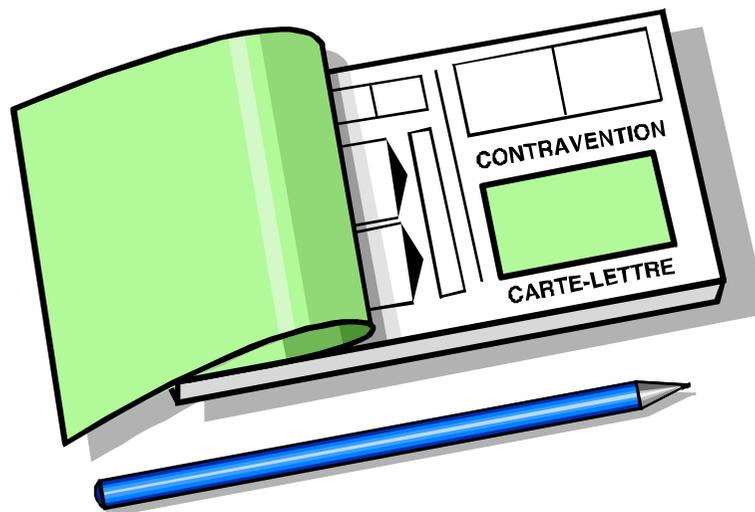
【今後の新たな取組】

9. 総合内科医育成(H23～)

- ・地域における総合内科医の育成を図るため、自治体病院に佐賀大学医学部附属病院の総合診療部のサテライト診療所を設け、医師を派遣する(※対象病院は、佐大が選定)

10. 臨床研修医確保事業(H23～)

- ・研修医の受入体制整備、医師就職説明会でのPR等
※県の提案で、臨床研修5病院で協議した結果、
これまでにはなかった全県での研修プログラムを策定
※H23年度臨床研修医マッチング結果は52名(14名増)



意見交換

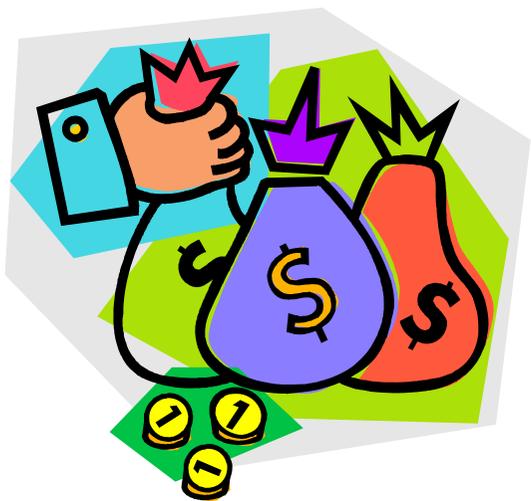
個人住民税の徴収率向上について



◆意見交換

個人住民税の徴収率向上について

施策(事業) の内容	個人住民税(県民税及び町民税)の徴収については、これまで給与所得者で住民税の特別徴収事業所に勤務する者は特別徴収で、その他の者は普通徴収により収納を行ってきた。多くの事業所で、特別徴収を行っているが、まだ特別徴収対象事業所でありながら特別徴収を実施していない事業所が数多く見受けられる状況である。
意見交換 したい趣旨	個人住民税の徴収については、毎年、未納者対策に苦慮している現状である。給与所得者の特別徴収を推進することにより、滞納者の抑制が図られ、徴収率の向上や税収増が期待できる。滞納者の抑制、徴収率の向上を図るためにも今後とも、県及び市町が一体となり特別徴収の推進を図っていく必要がある。
論点(項目)	○個人住民税徴収に係る県と市町の協力体制について



税負担軽減措置について



地域主権改革税制について

国の問題意識

課税自主権の拡大に取り組んできたが、地方税制は未だほぼ全国一律…

- 多くの税目で、地方税法による一定税率又は標準税率がある
- 標準税率の上限には制限税率があり、軽減は起債制限に引っかかる
- 不均一課税や条例減免は公益性が大前提、使い勝手が悪い
- 全国一律の特例等が乱立（241項目）、地方には裁量の余地なし

税制を通じた住民自治の確立へ、自主性・自立性を高める改革が必要…

総務省研究会(H23. 6~)

<テーマ>

○地域決定型地方税制特例措置創設

（わがまち特例）

○法定外税創設時の国の関与見直し

○消費税賦課徴収の地方の役割拡大

さらに… ○制限税率見直し
(H24検討) ○地方の税率選択等の自由度拡大
○法定税の任意税化・法定外税化

例えば…固定資産税の特例として

- ある町は軽減率を引き上げ、当該施設の誘致を支援・促進
- ある市は軽減率を引き下げ、その税収で他分野の施策充実（歳出同様、税が政策推進の手段に）

<ポイント>

- ①国が税法で標準と上下限を設定
- ②昨年度来の特例見直しの一環として、期限切れや新規創設等の措置から順次検討
- ③交付税は標準ベース、
ただ、軽減率を引き上げても起債は可能



規約の改正について



1 改正理由

会議の開催回数は毎年度最初の会議で定めるとしていましたが協議に附すべき事項がない場合の取り決めをしていなかったため、**会議の開催回数及び協議に附すべき事項がない場合の取り扱い**について規約の改正を行う必要がある。

2 改正内容

会議の**開催回数は、毎年度1回とし、必要がある場合は、臨時に会議を招集するものとする**。会議回数を毎年度最初の会議で決定するとしていた第5条第2項は削除し、**協議に附すべき事項がない場合は、知事は会議を招集しないものとする**新たな条項を追加する。

3 施行期日

会議で承認された日

佐賀県・市町行政調整会議に関する規約の改正に係る新旧対照表

改正案	現 行
<p>(開催等)</p> <p>第5条 知事は、事前に市長会長及び町村会長の同意を得、かつ、協議に附すべき事項を示して、<u>毎年度1回</u>、行政調整会議を招集する。ただし、知事は、協議の必要があると認めるときは、臨時に協議の場を招集することができる。</p> <p><u>2 知事は、協議に附すべき事項がない場合は、前項の規定にかかわらず行政調整会議を招集しないものとする。</u></p> <p>3 市長会長又は町村会長は、知事に対し、協議に附すべき事項を示して、臨時に行政調整会議の招集を求めることができる。</p> <p>4 行政調整会議は、原則公開とする。ただし、特別の事情がある場合は、知事、市長会長及び町村会長の合意によりこれを非公開とすることができる。</p>	<p>(開催等)</p> <p>第5条 知事は、事前に市長会長及び町村会長の同意を得、かつ、協議に附すべき事項を示して、<u>次項の規定による回数</u>、行政調整会議を招集する。ただし、知事は、協議の必要があると認めるときは、臨時に協議の場を招集することができる。</p> <p><u>2 行政調整会議の開催回数は、毎年度最初の会議において定める。</u></p> <p>3 市長会長又は町村会長は、知事に対し、協議に附すべき事項を示して、臨時に行政調整会議の招集を求めることができる。</p> <p>4 行政調整会議は、原則公開とする。ただし、特別の事情がある場合は、知事、市長会長及び町村会長の合意によりこれを非公開とすることができる。</p>

資料は、以上で終了です。

円滑な議事の進行にご協力ありがとうございました。

